

指名停止措置簿

1 指名停止を受けた建設者に関する事項

商号及び名称	代表者職氏名	許可番号	主たる営業所の所在地
有限会社かがみ建設	代表取締役 亀井 光男	高知県知事許可 (般・特-1)第1351号	香美市土佐山田町旭町 2-1-32

2 指名停止の内容

指名停止期間	令和6年9月2日から令和6年9月15日まで (2週間)
指名停止の理由	<p>有限会社かがみ建設は、高知県中央東林業事務所発注の「森林基幹道開設事業河口落合線3工区工事(基幹(補正)第212号)」において、安全管理の措置が適切ではなく、工事関係者に負傷者を生じさせたため。</p> <p>※該当条項 高知県建設工事指名停止措置要綱第1条規定の別表第1の第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当 同要綱の取扱いの別表第1関係4の(3)(県発注工事に係る工事関係者事故)に該当</p>